

香川県報



第 55 号

平成 17 年

7 月 15 日（金曜日）

第十二号様式を次のように改める。

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則（生活衛生課）

一

告 示

○児童福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

二

○道路の供用開始

（道路保全課）

二

○道路の区域変更（二件）

（ ）

二

公 告

○土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

四

○土地改良事業の同意

（ ）

四

○土地改良事業の工事完了の届出

（ ）

五

○都市計画の図書の写しの縦覧（二件）

（都市計画課）

五

人事委員会規則

●職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

六

規 則

香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十二号

香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

香川県動物の愛護及び管理に関する規則（平成十三年香川県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

犬又は猫の引取申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所

ふりがな
氏名

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

動物の愛護及び管理に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり 犬 猫 の引取りを申請します。

種 類	頭 (匹) 数	内 訳				
		性 別		毛 色	年 齢	
		雄	雌		生後91日以上	生後90日以内
犬	頭	頭	頭	頭 頭 頭	頭	頭
猫	匹	匹	匹	匹 匹 匹	匹	匹

附則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

告示

●香川県告示第四百三十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三	デイれんげハウス	有限会社れんげハウス	平成十七年七月五日	児童デイサービス
一〇〇八七一	木田郡三木町下高	木田郡三木町鹿伏		
二四	岡二六九五―四二	木田郡三木町鹿伏		
		三二七―一六〇		

●香川県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月十五日から同年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 府中琴南線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

四 供用開始の期日 平成十七年七月十五日

●香川県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月十五日から同年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 土庄内海線（二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
小豆郡土庄町屋形崎字江ノ上甲一 三七八番地先から	一・二・〇	一・二・〇	三三・〇	一〇〇	交通安全施設事業による現道拡幅
	三・五・〇	三・五・〇			
小豆郡土庄町屋形崎字江ノ上甲一 三八二番地先まで	一・〇・〇	一・〇・〇	三三・〇	一〇〇	
	四・四・〇	四・四・〇			

●香川県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月十五日から同年八月五日まで一般の縦覧に供する。

坂出市府中町字赤尾五四八番四地先から	一九・〇	一〇四	平成十六年香川県告示第五百二十九号で変更した区域
坂出市府中町字赤尾五四六番一地先まで	三〇・〇		

月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 多和三木線(百四十八号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字奥山字花折三〇 二八番一地先から	前	四・三	六八	道路災害復 旧工事に伴 う現道拡幅
	後	一〇・八		
木田郡三木町大字奥山字花折三〇 二八番一地先まで	前	四・三	六八	
	後	一七・〇		
木田郡三木町大字鹿庭字三番乙一 六六番一地先から	前	六・二	四〇	
	後	一三・八		
木田郡三木町大字鹿庭字三番乙一 六六番一地先まで	前	一七・一	四〇	
	後	二四・八		

公 告

●香川県公告第四百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、豊浜町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 今井田池地区)を行うことについて平成十七年七月五日適当と決定した。

その関係書類を豊浜町経済課において平成十七年七月二十二日から同年八月十一日まで

縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾上町が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(区画整理事業) 源内地区)を行うことについて平成十七年七月四日同意した。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
山本町	農村基盤総合整備事業(農道整備事業)	山本中央・西 光寺東線地区	平成九、三、二八
〃	農村総合整備モデル事業(農業用排水施設整備事業)	鐘鑄原地区	平成八、三、一五
三豊郡山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	樋盛地区	平成九、一、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)	鹿の谷地区	平成九、三、二八
〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)	二丁田地区	平成九、三、一〇
〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)	奥蓮花地区	平成九、三、二八

〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	樋盛地区	平成一〇、一一、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	田井南地区	平成一一、一二、二八
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	前山下地区	平成一一、三、二六
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	女郎地区	平成一一、三、二六
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	谷の池地区	平成一二、三、二六
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	芋の池地区	平成一二、二、二八
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	仁池地区	平成一三、二、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	叶田地区	平成一三、二、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	前山下地区	平成一三、二、一〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	北池地区	平成一三、二、二八
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	田井南地区	平成一三、二、一〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	新井出地区	平成一三、二、二八
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	井の尻地区	平成一四、二、一五
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	仁池地区	平成一四、二、一五

〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	椋田地区	平成一四、二、一五
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	樋盛地区	平成一四、二、一五
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大横井地区	平成一四、二、二五
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	三条坊地区	平成一四、三、二五
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	観音地区	平成一五、三、一四
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池等整備事業)	箕池地区	平成一四、一一、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	中西下地区	平成一五、三、一〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	中尾地区	平成一五、三、一〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	檜谷地区	平成一五、三、七

●香川県公告第四百三十五号

さぬき市からさぬき都市計画道路の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百三十六号

さぬき市からさぬき都市計画臨港地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第二十号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十一号中「父母」の下に「（配偶者の父母を含む。）」を加え、「職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子」を削り、「」をいう」を「以下この号において同じ」に、「その子」を「職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子」に、「第十三条第四項」を「第十三条」に改め、「（同項に規定するツベルクリン反応検査を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。